

さいたま市告示第 357 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項により、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 2 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市浦和区北浦和二丁目 113 番 1、113 番 7、113 番 8、113 番 10、
 113 番 14、113 番 16、113 番 23、113 番 25、113 番 26、113 番 28、113 番 31
- (2) 指定の年月日 令和 8 年 3 月 2 日
- (3) 指定の番号 第南 25－022 号
- (4) 道路の幅員 4.00 m
- (5) 道路の延長 25.27 m